

2021年4月1日
以降始期用

サイバーリスク保険のご案内

このご案内書は、IT業務不担保特約条項を付帯したサイバーリスク保険およびこれに付帯するその他の特約条項の概要を紹介したものです。

To Be a Good Company



東京海上日動



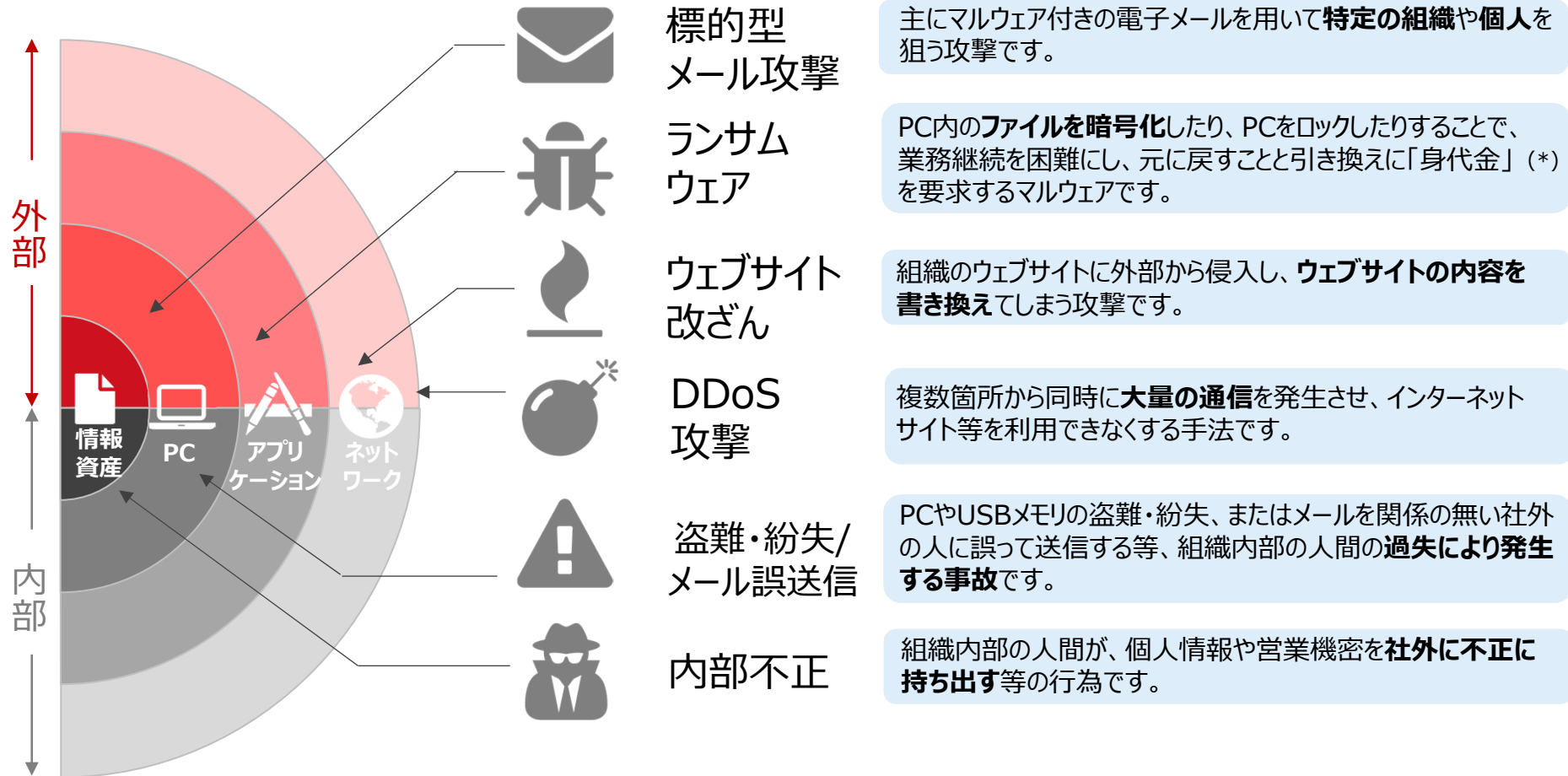
サイバーリスクとは

What is Cyber Risk?

1. サイバーリスクの概要
2. サイバー攻撃
3. ヒューマンエラー（内部原因）による情報漏えい事故
4. サイバーセキュリティは経営問題
5. もしサイバー攻撃による事故が起こったら
6. サイバーリスクに対するリスクマネジメント

1. サイバーリスクの概要① –サイバーリスクの脅威–

サイバー攻撃は、手口が巧妙化しており、攻撃件数も今後さらに増加することが懸念されています。強固なセキュリティを構築しても、サイバーリスクを完全に排除することは困難です。



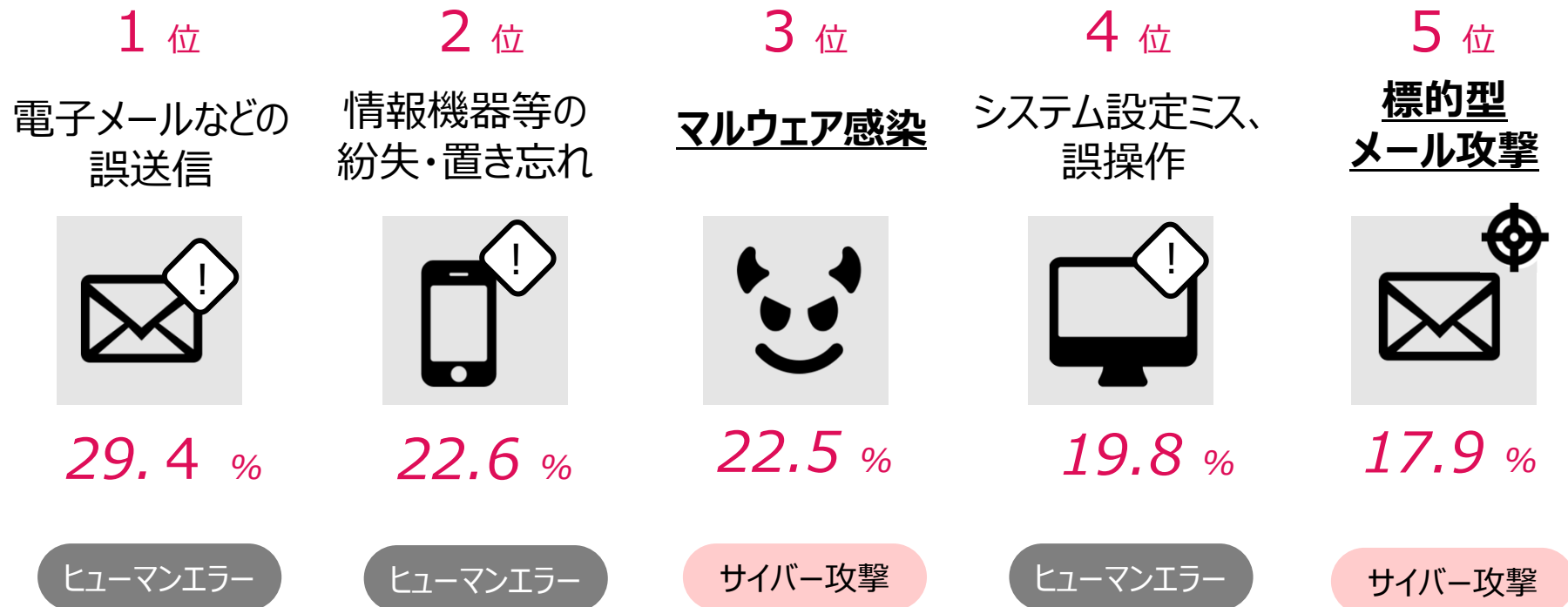
サイバーリスク保険は、これらの脅威等により発生した事故の各種損害を **包括的に補償** します。

(*) 「身代金」を支出したことにより被る損害は補償対象外です。

1. サイバーリスクの概要② –情報セキュリティに関する事故の動向–

近年、企業の情報セキュリティに関する事故は『ヒューマンエラー（内部原因）』から、『サイバー攻撃』によるものが台頭し、より対策が難しくなっています。

Q. 過去1年間で発生した情報セキュリティに関する事件・事故はありますか

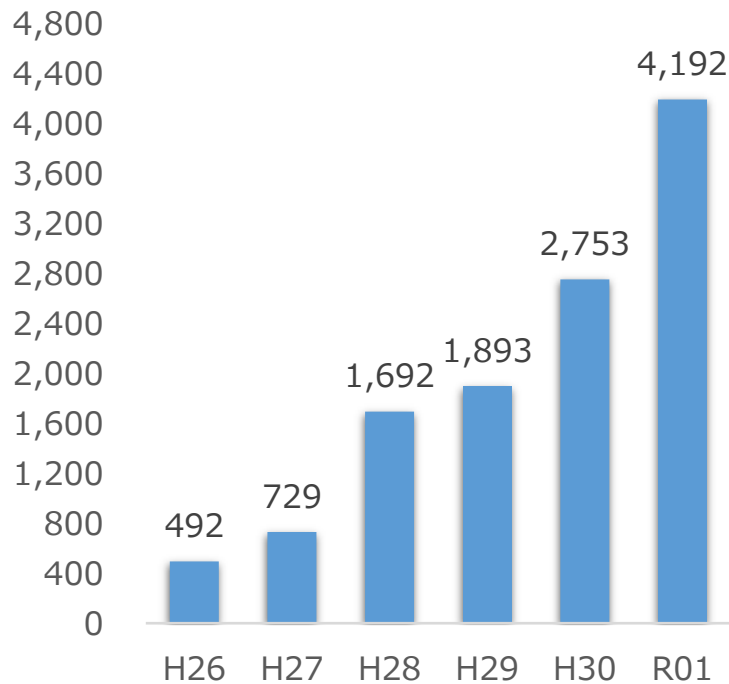


出典) NRIセキュアテクノロジーズ「NRI Secure Insight 2019」

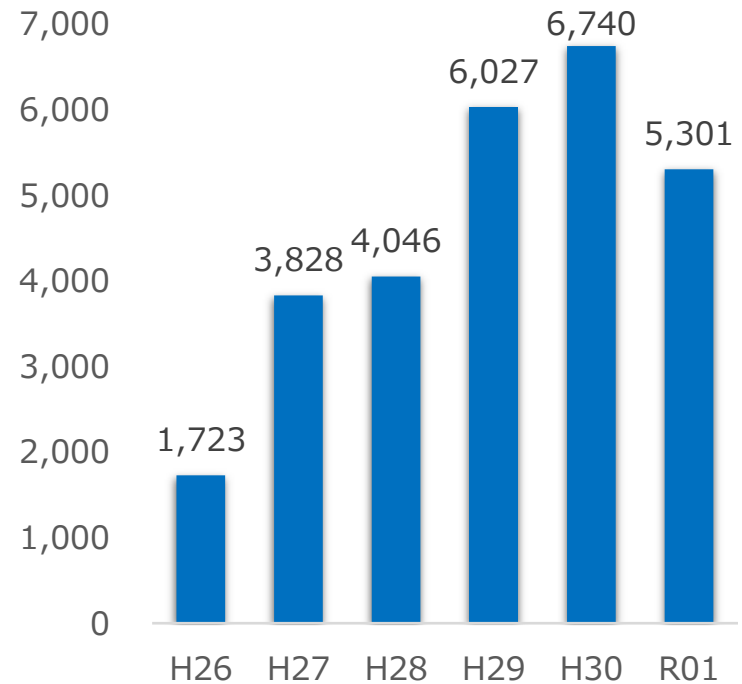
2. サイバー攻撃 –増加を続ける『標的型メール攻撃』–

IoT機器の急速な普及に伴い、企業がサイバー攻撃の標的とされる危険性が高まっています。このうち、情報盗取を目的とした『標的型メール攻撃』については、年々件数が増加し続けており、多くの企業でセキュリティ対策の強化がより一層求められています。

警察のセンサー（*）に対する不正アクセス件数（1日あたり）



警察が把握した全国の標的型メール攻撃の件数（年間）





出典）警視庁「令和元年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

（*）警視庁が24時間体制で運用しているリアルタイム検知ネットワークシステムにおいて、インターネットとの接続点に設置しているセンサーをいいます。

3. ヒューマンエラー（内部原因）による情報漏えい事故

情報漏えい事故は、サイバー攻撃によるものが台頭してきていますが、組織内部の人間の『過失』または『内部不正』により発生するケースも多くあります。

	内部の脅威	事故例
過失 	誤操作	顧客の氏名、口座番号、送金金額等の個人情報が記載されたデータを、誤って別の取引先の団体に送信。被害者に対して連絡をして、説明および謝罪を実施した。
	盗難・紛失	住所、氏名、メールアドレス等の顧客情報が入ったパソコンを従業員が紛失し、その事実を公表。被害者に対して連絡をして、説明および謝罪を実施した。
内部不正 	金銭目的の売却	従業員が顧客約10万人分の情報を不正に持ち出し、名簿業者に売却していたことが発覚した。被害者に対して連絡をして、説明および謝罪を実施した。
	競合企業への流出	従業員が機密情報を不正に持ち出し、競合企業へ提供していた。機密情報の提供元である取引先企業から損害賠償を請求された。

サイバーリスク保険は、

ヒューマンエラー（内部原因）による情報漏えいまたはそのおそれに起因する損害も補償します。

4. サイバーセキュリティは経営問題 –サイバーセキュリティ経営ガイドラインより–

2017年に経済産業省より公表されたサイバーセキュリティ経営ガイドラインでは、『サイバーセキュリティは経営問題』と明確に位置づけ、経営者による率先した対応を求めています。

サイバーセキュリティ経営の重要10項目

1. サイバーセキュリティリスクの管理体制構築

- (1) サイバーセキュリティリスクの認識、組織全体での対応方針の策定
- (2) サイバーセキュリティリスク管理体制の構築
- (3) サイバーセキュリティ対策のための資源(予算、人材等)確保

2. サイバーセキュリティリスクの特定と対策の実装

- (4) サイバーセキュリティリスクの把握とリスク対応に関する計画の策定
- (5) サイバーセキュリティリスクに対応するための仕組みの構築
- (6) サイバーセキュリティ対策におけるPDCAサイクルの実施

3. インシデント発生に備えた体制構築

- (7) インシデント発生時の緊急対応体制の整備
- (8) インシデントによる被害に備えた復旧体制の整備

4. サプライチェーンセキュリティ対策の推進

- (9) ビジネスパートナーや委託先等を含めたサプライチェーン全体の対策及び状況把握

5. ステークホルダー含めた関係者とのコミュニケーションの推進

- (10) 情報共有活動への参加を通じた攻撃情報の入手とその有効活用及び提供

サイバー
セキュリティ
リスク

- ✓ 経営者はリスクを識別し、適切な管理策を講じる必要があります。その際に、サイバーリスク保険は『**残留リスクの移転**』のための有効な対策例として、本ガイドラインに記載されています。
- ✓ サイバーリスク保険では、本ガイドラインに準拠したセキュリティ対策を講じている企業に対して、サイバーリスク保険の保険料を割引く『**リスク評価割引**』が適用されます。

5. もしサイバー攻撃による事故が起こったら

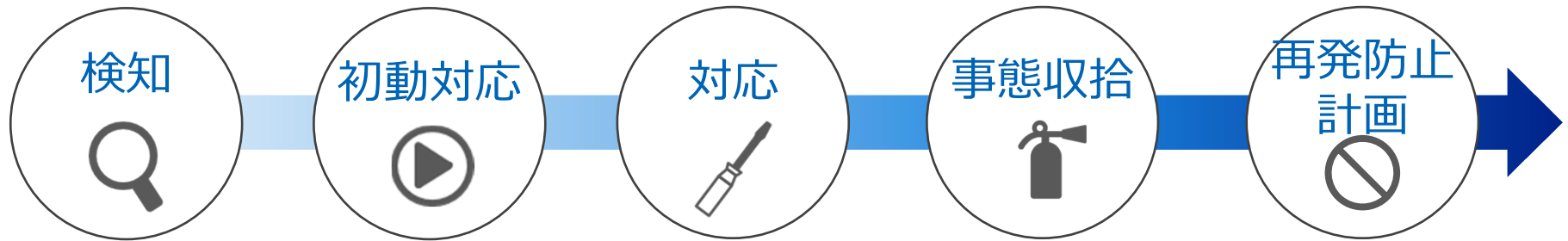
不正アクセス等への初動対応および事故対応には、多額のコストが発生します。

事故対応プロセス (例)

ケース
スタディ
(架空)

業種・規模： 製造業、社員数約1,000名、売上高約300億円
 事故・被害： 標的型メール攻撃により、社内PC10台がマルウェアに感染。取引先の機密情報および顧客の個人情報約60,000件が流出
 経緯： セキュリティ運用管理会社に情報流出の可能性を指摘され発覚。その後本格調査に乗り出し、事故・被害の全容を把握

求められる対応



- 検知内容の精査

- 影響の調査
- 影響箇所・範囲の特定等

- ログ収集
- 証拠保全
- 原因・被害調査
- バックアップ復元等

- 見舞金
- 広報対応
- 弁護士費用等

- 再発防止のための各種施策(技術対策、教育、ルール作り等)の計画策定

想定費用

(社内で対処)

約 **500** 万円

約 **3,000** 万円

約 **4,000** 万円

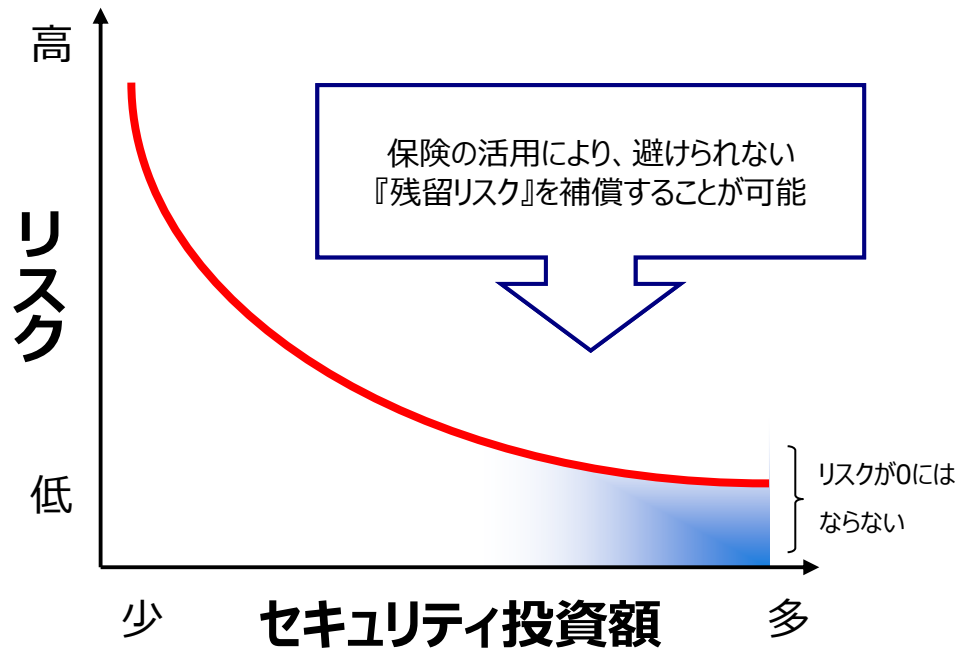
約 **500** 万円

※ 上記金額はあくまで想定です。個社の状況、事故の内容、対応業者等により金額は変わります。

6. サイバーリスクに対するリスクマネジメント

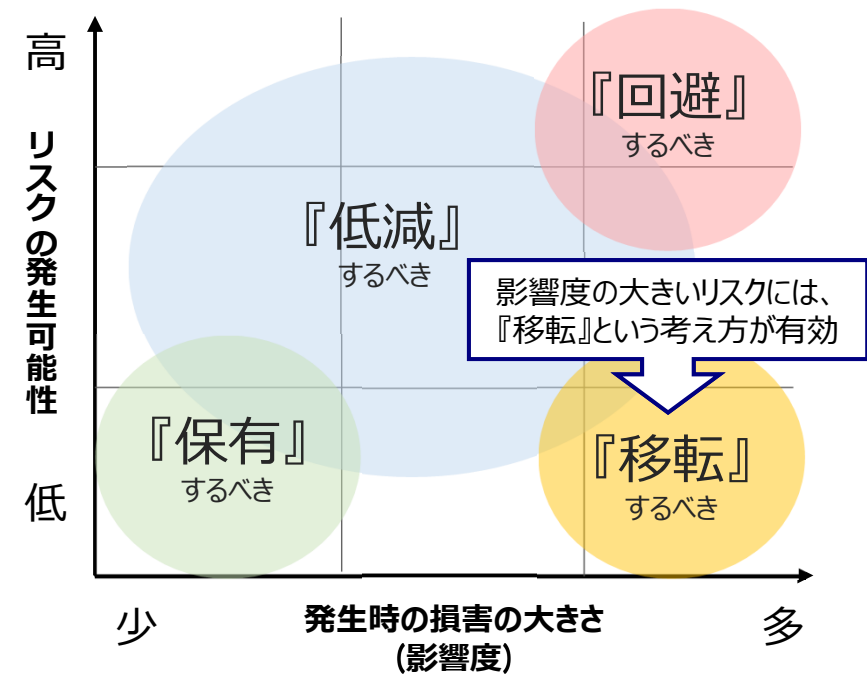
リスクマネジメントの選択肢の1つとして、保険の活用は有効な手段です。

<リスクとセキュリティ投資額の関係>



- ✓ どれだけセキュリティ対策に投資をしても、サイバーリスクをゼロにすることはできないといわれています。

<リスクコントロールの考え方>



- ✓ リスクの発生可能性を下げたとしても、発生した場合の影響が大きいリスクに対しては、**リスクの『移転』**が有効です。
- ✓ サイバーリスク保険は、リスクの『移転』に効果的な手段です。

サイバーリスク保険の特長

Features of Cyber Risk Insurance

1. サイバーリスク保険の特長
2. ご提供する補償・サービス全体像
3. サイバーリスク保険活用事例

1. サイバーリスク保険の特長

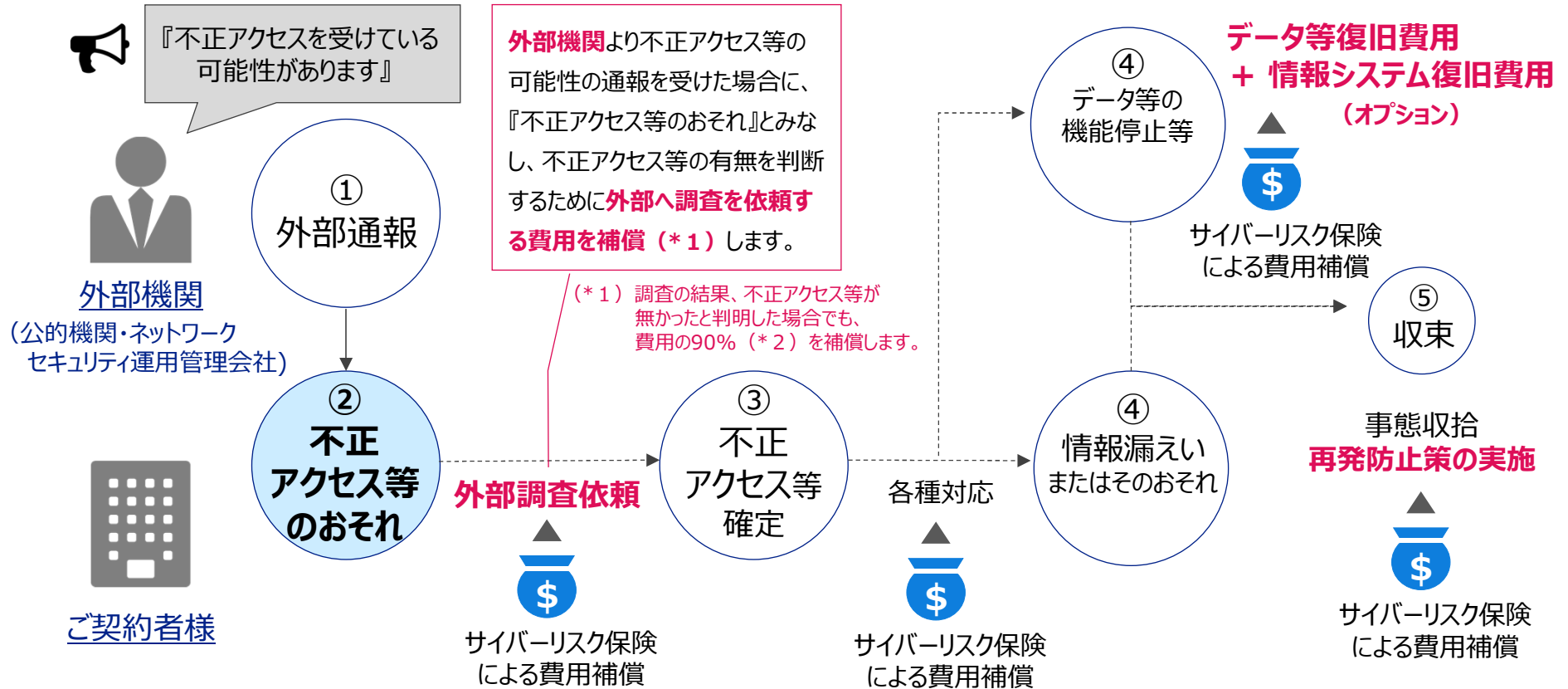
- 01** — **包括的な補償**
事業活動を取り巻くサイバーリスクを1つの保険で包括的に補償します。
- 02** — **不正アクセス等の“おそれ”の調査費用、再発防止費用、情報システムの復旧費用（オプション）も補償** ⇒ [P.11](#)
不正アクセス等の発見時の各種対応費用だけでなく、不正アクセス等の“おそれ”が発見された時の外部機関への調査を依頼する費用、事故が収束した後の再発防止費用も補償します。
- 03** — **海外でなされた損害賠償請求も補償**
海外でなされた損害賠償請求についても補償します。
- 04** — **IoT機器への対応** ⇒ [P.12](#)
IoT機器への不正アクセスやIoT機器から情報が漏えいした場合等の各種損害も補償します。
- 05** — **利益損害・営業継続費用も補償（オプション）**
ネットワークの中断による自社の利益損害・営業継続費用についても補償します。
- 06** — **サイバーリスク総合支援サービスのご提供** ⇒ [P.13](#)
保険による補償とは別に、「サイバーリスク総合支援サービス」がご利用いただけます。

1. サイバーリスク保険の特長

02

不正アクセス等の“おそれ”の調査費用、再発防止費用、情報システムの復旧費用（オプション）も補償

下記のような事故発生から収束までの一般的な対応フローにおいて、各種費用をトータルで補償します。



期待効果

- ✓ 外部調査依頼費用：早期段階での十分な調査による被害の拡散防止
- ✓ データ等復旧費用・情報システム復旧費用：事業活動の早期再開
- ✓ 再発防止費用：情報セキュリティ体制の整備による将来的な被害の防止

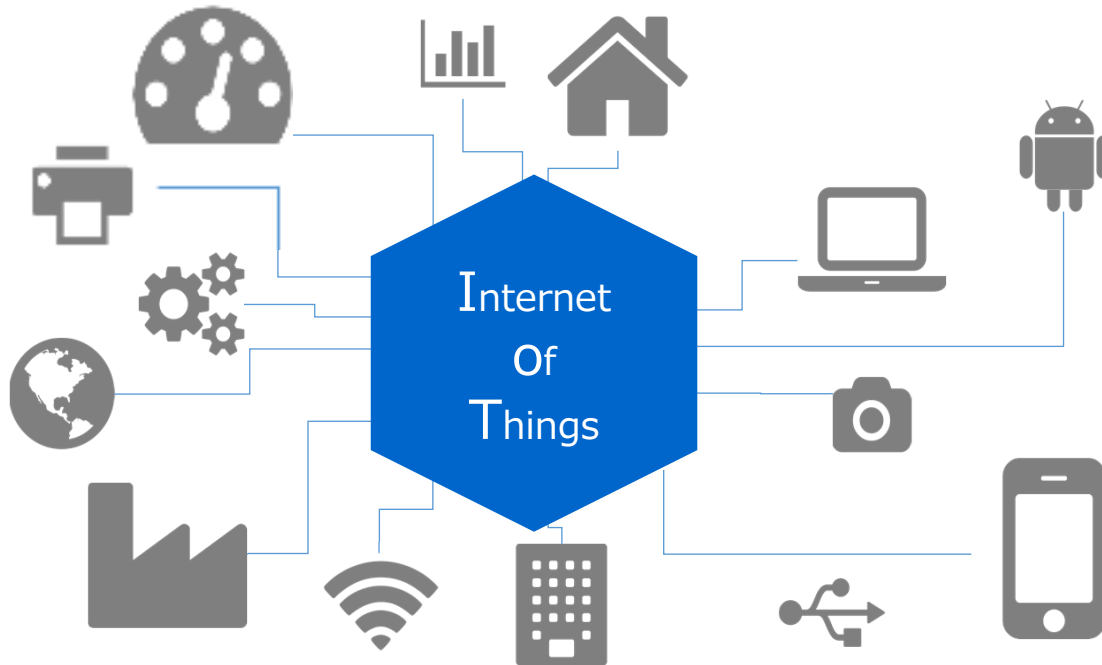
(*2) 縮小支払割合90%が適用されます。詳細は、P.25をご参照ください。

1. サイバーリスク保険の特長

04 IoT機器への対応

デジタル技術の進化により、サイバーリスクの範囲はオフィス内のPCやモバイルのみならず、工場、プラント等の産業用機器や制御機器等にまで広がっています。

IoT（モノのインターネット化）のイメージ



✔ ポイント

- ✓ 製造業では、IoTの普及により、工場の各種機器等あらゆるモノがネットワークに接続されるようになりました。
- ✓ サイバー攻撃により、工場の生産ラインが停止に追い込まれる等のリスクも想定しておく必要があります。
- ✓ 企業の経営者は、セキュリティ対策の範囲を、オフィスのPC・モバイルだけでなく、工場等の様々なIoT機器を含めた『会社全体のデバイス』で考える必要があります。

サイバーリスク保険の適用範囲は、

各種 **IoT機器にかかわるサイバーリスクも対象** となります。

1. サイバーリスク保険の特長

弊社のご提供するサイバーリスク総合支援サービスのうち、サイバーリスク保険のご契約者様限定サービスをご利用いただけます。

1. ベンチマークレポートサービス

1 サイバーリスクベンチマークレポートの提供
米国ガイドワイア社（※）のノウハウを活用し、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、業界内でのベンチマークや定点観測としてご利用いただけるレポートを提供します。

<本サービスの特長>



貴社の実態に即した
リスク分析が可能

自己申告ではなく、貴社の客観的な情報に基づいた分析結果をレポートでご提供いたします。



攻撃者の視点から
リスクを網羅的に分析

システム管理等の技術リスク指標に加えて、攻撃者のモチベーションなどの人的リスク指標にも焦点をあてた分析を行います。



業界内における貴社
リスクをベンチマーク

貴社のリスク指標が業界内でどの位置にあるのかを客観的に把握し、今後のセキュリティ対策にお役立ていただけます。



貴社リスク推移を
定期的に把握可能

変化の激しいサイバーリスクの定点観測として、貴社のリスク指標の推移の定期的な把握にご利用いただくことができます。

(※) ガイドワイア社（旧サイエンス社）とは
米国シリコンバレーを拠点とするサイバーリスク分析プロバイダーで、サイバーリスクに関するデータ収集やリスク分析およびリスクモデルの構築に高い専門性を有しております。同社は変化し続けるサイバーリスクのデータを独自の手法で継続的に収集し、分析することにより、サイバーリスク固有のモデルを構築しています。



※ 本サービスのご利用にあたっては、保険契約締結後に利用申込書を別途ご提出いただく必要があります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

⇒ P.37にてその他各種ご支援サービスを解説

1. サイバーリスク保険の特長

06 サイバーリスク総合支援サービス

2. 緊急時ホットラインサービス

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルを、専用窓口（フリーダイヤル）に直接ご相談いただけるサービスです。

<本サービスの特長>



365日対応（年中無休）	365日年中無休でサービスをご利用いただけます（受付時間は9:00-18:00）。
初期支援から専門支援まで幅広く対応	日常の些細なセキュリティトラブルから、重大トラブルまで幅広いご相談に対応が可能です。

2 サイバークイックアシスタンスの提供

ウイルス感染やネット接続不具合など、日常の事業活動におけるトラブルに対して初期の支援をご提供します。

初期支援

<主なサービス内容>

初期アドバイス、ウイルス駆除やセキュリティ診断、駆付けサポート（※）

※駆付けサポートは、ご提供条件に合致する場合に限りです。

3 サイバーエキスパートアシスタンスの提供

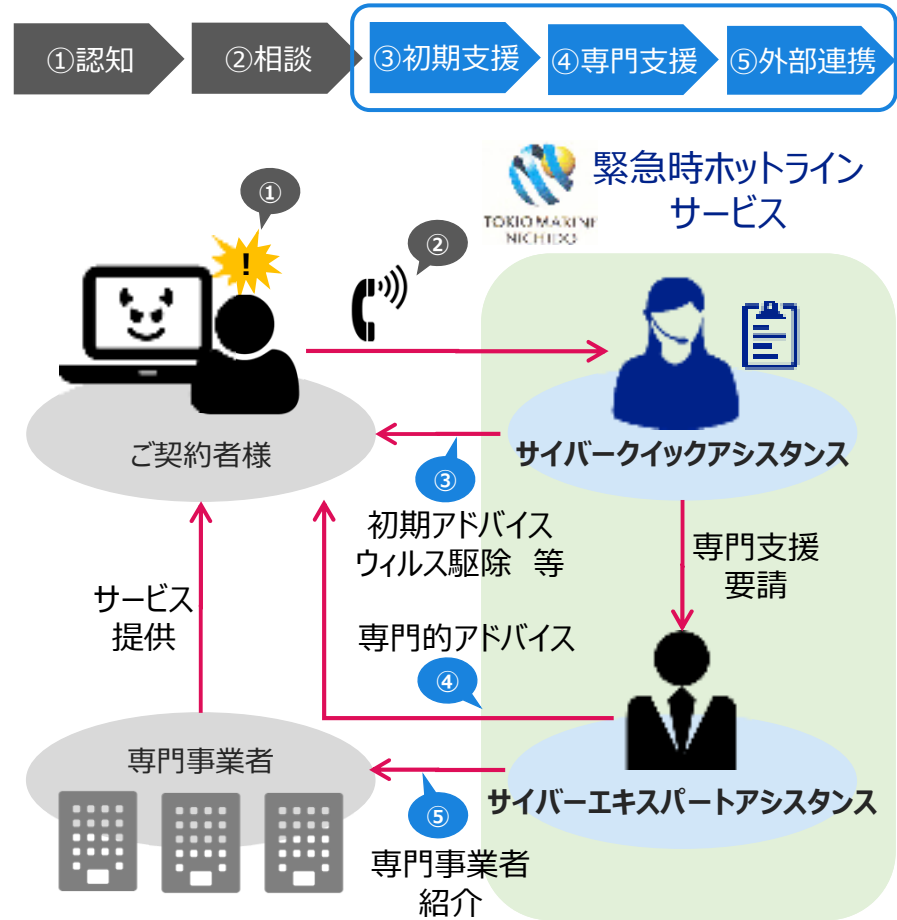
不正アクセスや情報漏えいなど、高度な専門性を要する重大トラブルに対して専門的な支援をご提供します。

専門支援

<主なサービス内容>

専門的アドバイス、専門事業者（フォレンジック事業者、弁護士、コールセンター事業者等）の紹介

<具体的なサービスフロー>



⇒ P.37にてその他各種ご支援サービスを解説

※本サービスは、サイバーリスク保険の被保険者の方のみご利用いただけます。ただし、期間限定お試し版は、Tokio Cyber Portへの無料会員登録によりご利用いただけます。

2. ご提供する補償・サービス全体像

サイバーリスク保険では、「事前のあんしん」と「事後のあんしん」トータルでご提供いたします。

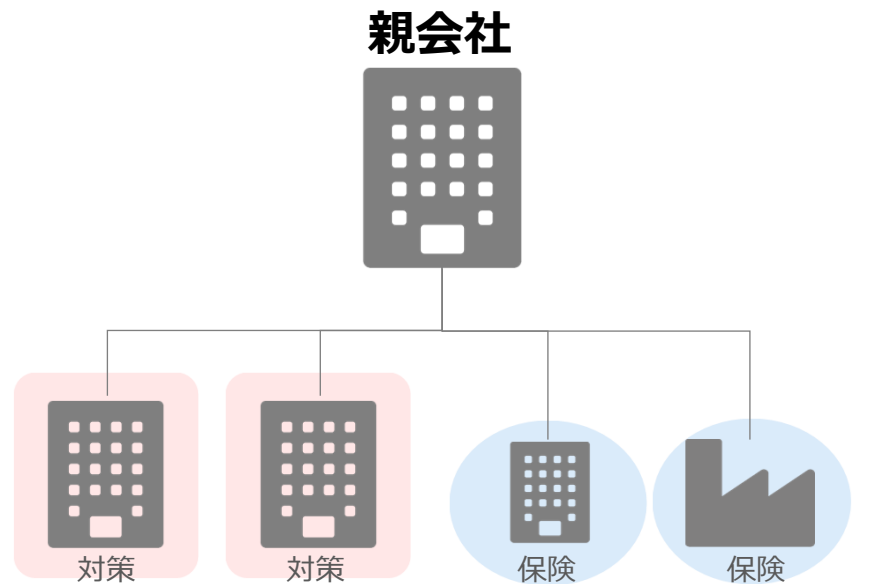
	▼ 事前（平時）	▼ 事後（有事）
	<p>平常時には、事故発生リスク低減のためのサイバーリスクに関わる情報・ツールおよび簡易リスク診断サービス等を提供。</p>	<p>事故発生時には、迅速な事態収拾のための支援サービスおよび費用等の補償を提供。</p>
<p>東京海上日動 によるご提供</p>	<ul style="list-style-type: none">  情報提供*  ツール提供*  ベンチマークレポートサービス <p><small>*ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。</small></p>	<ul style="list-style-type: none">  緊急時ホットラインサービス サイバーリスク保険 <ul style="list-style-type: none"> 損害賠償補償 情報漏えい見舞費用補償 不正アクセス等対応費用補償 情報システム復旧費用補償* 再発防止費用補償 利益損害・営業継続費用補償* 等 <p><small>* 別途オプション申込が必要です。</small></p>
<p>専門事業者 によるご提供 (※ご紹介サービス)</p>	<ul style="list-style-type: none">  セキュリティコンサルティング  ログ診断  脆弱性診断 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none">  調査・応急対応  広報支援・コールセンター設置  弁護士相談 <p>等</p>

3. サイバーリスク保険活用事例① –グループ子会社のリスク移転–

事故発生時の初動対応費用の捻出が困難なグループ子会社に、保険によるリスクの『移転』をおすすめしています。

事例

製造業、グループ子会社が複数



大規模子会社
⇒ セキュリティ対策により、
リスクを『低減』

小規模子会社・工場等
⇒ サイバーリスク保険により、
リスクを『移転』

✓ 保険活用の狙い・効果

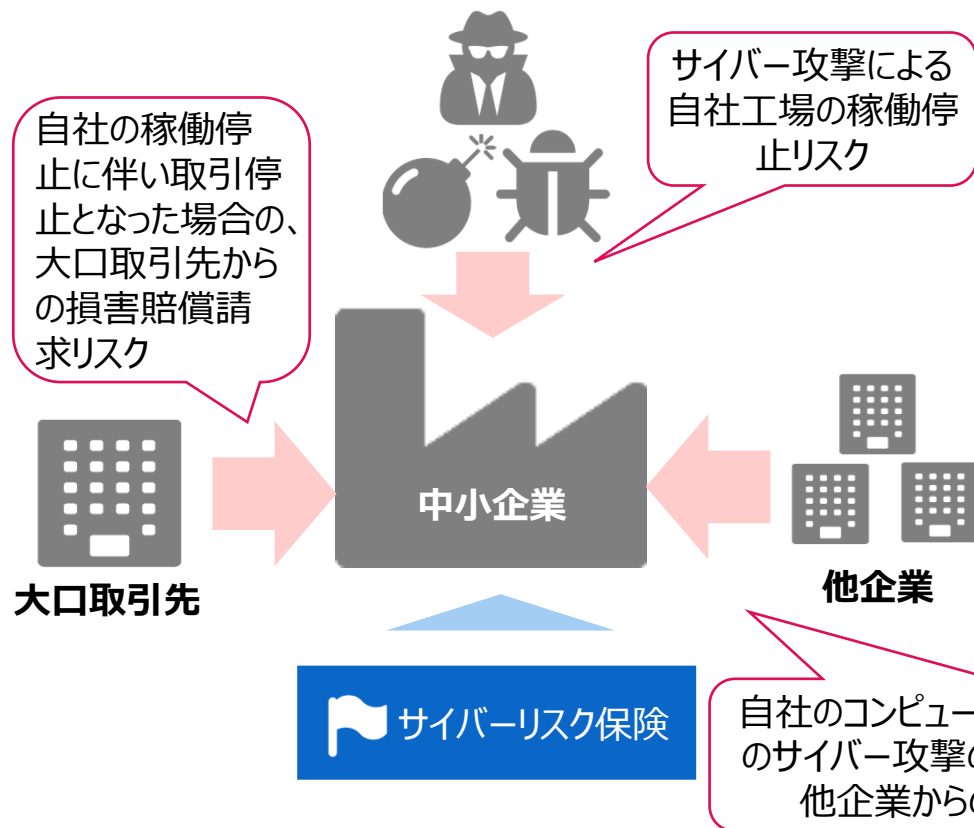
- ✓ 初動対応費用の捻出が困難な小規模子会社や工場等に対して、保険加入を推奨
- ✓ ネットワークを共有する小規模子会社・工場等のサイバーリスクを『移転』することで、グループ全体のリスクをコントロール
- ✓ 事故発生時に各グループ子会社決算への影響を軽減

3. サイバーリスク保険活用事例② –取引停止リスク等への対応–

中小企業を取り巻く事業リスクの影響を緩和する手段として、保険を活用するケースがあります。

事例

中小企業



✓ 保険活用の狙い・効果

- ✓ 以下のような会社の存続に係るリスクの影響を緩和させる手段として、サイバーリスク保険を活用
 - 自社のコンピュータが他企業へのサイバー攻撃の踏み台として利用され、加害者となってしまった場合の他企業からの損害賠償請求リスク
 - サイバー攻撃による工場の稼働停止（ネットワーク中断（*））
 - サイバー攻撃による自社の稼働停止に伴い取引停止となった場合の、大口取引先からの損害賠償請求リスク

(*) 「ネットワーク中断担保特約条項」を付帯する場合は、これによって生じた損害の一部を補償することができます（P.28をご参照ください。）。

サイバーリスク保険の補償内容

Insurance Coverage

1. サイバーリスク保険の3つの補償
2. サイバーリスク保険の補償概要
3. サイバーリスク保険の補償内容
4. 保険金をお支払いしない主な場合
5. 用語の意味
6. サイバーリスク総合支援サービスについて
7. ご注意事項

1. サイバーリスク保険の3つの補償

サイバーリスク保険は、次の3つの補償により、事業活動を取り巻くサイバーリスクを包括的に補償します。



自社ネットワークの所有・使用・管理等に起因して発生した他人の事業の休止または阻害や情報漏えい等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

⇒ 詳細は、P.22 をご参照ください。

情報漏えい、不正アクセス等に起因して一定期間内に生じた不正アクセス等対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

⇒ 詳細は、P.24 をご参照ください。

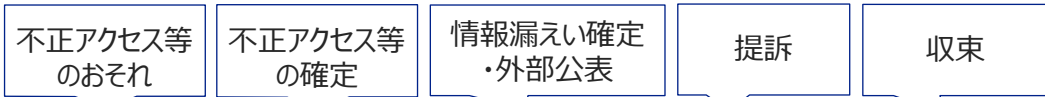
不測かつ突発的なネットワークの操作・データ処理上の過誤等または不正アクセス等に起因して、ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた被保険者の①利益損害、②営業継続費用を補償します。

⇒ 詳細は、P.28 をご参照ください。

2. サイバーリスク保険の補償概要

【ご注意】

本ページは、不正アクセス等により情報漏えいが発生し、それを外部に公表した場合の事例をもとに、サイバーリスク保険の補償概要を記載しています。



- (* 1) 保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、①損害賠償責任部分で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。
- (* 2) 各費用の支払限度額は、費用全体での支払限度額の内枠で適用されます。
- (* 3) 他の費用保険金の合計額が1,000万円を下回る場合は、その合計額が限度となります。

検知	初動対応	対応	事態收拾	再発防止	補償項目	支払限度額
			争訟対応 (弁護士費用等)		1 損害賠償責任に関する補償 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。	支払限度額 (* 1) (1請求・保険期間中) Cプラン：3億円 Bプラン：2億円 Aプラン：1億円
			損害賠償			
	影響調査・初動対応	原因・被害調査			2 各種費用に関する補償 ① 不正アクセス等対応費用 不正アクセス等の有無の確認費用、不正アクセス等確定後のネットワークの遮断費用を補償します。 ② 原因・被害範囲調査費用 事故の原因・被害範囲の調査費用等を補償します。 ③ 弁護士費用、コンサルティング費用 ④ 風評被害拡大防止費用 ⑤ データ等復旧費用 消失したデータの復元費用、改ざんされたウェブサイトの復旧費用、損傷したサーバ等の情報システム機器の復旧費用を補償します (機器の復旧費も本プランでは対象です)。 ⑥ その他事故対応費用 コールセンターの設置、記者会見、見舞金支払い等、事態の收拾に係る費用を補償します。 ⑦ 再発防止費用 事故の再発防止に係る費用を補償します。(外部機関による認証取得のための費用等) ⑧ 訴訟対応費用 損害賠償請求訴訟に対応するために必要な費用(意見書・鑑定書の作成費用等)を補償します。	支払限度額 (* 2) (1事故・保険期間中) 1億円 ただし、調査の結果、不正アクセス等が無かった場合および④の費用は 3,000万円 (縮小支払割合90%) C B A プ プ プ ラ ラ ラ ン ン ン 3,000万円 うち、情報漏えい見舞費用 1名1,000円 うち、法人見舞費用 1法人5万円 (* 2)
		データ復元・サイト復旧				
			コールセンターの設置、記者会見、見舞金支払い			
				再発防止策の計画・実行		1,000万円 (縮小支払割合90%) (* 3)
				訴訟対応		1,000万円
	IT機器等の機能停止による利益損害・営業継続費用				3 ネットワーク中断に関する補償 (オプション) IT機器等が機能停止することによって生じた利益損害、営業継続費用を補償します。	支払限度額 (1事故) 支払限度額・保険金額はご契約時に設定します。

※ 詳細は、保険約款でご確認ください。

3. サイバーリスク保険の補償内容

保険期間

1 年間

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の売上高（すべての売上高）に基づいて保険料を算出します。
 なお、ご申告いただいた売上高が事実よりも過小であった場合は、保険金を削減してお支払いすることになりますのでご注意ください。

被保険者の範囲

- ① 記名被保険者（貴社）
- ② 記名被保険者の役員または使用人（①の業務に関する場合に限り。）

商品構成

補償の種類		主な補償内容
賠償責任保険 普通保険約款	(1) 情報通信技術特別約款 (基本補償：賠償部分) (*)	損害賠償金
		争訟費用 等
	(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項【全件付帯】 (基本補償：費用部分) (*)	不正アクセス等対応費用
		データ等復旧費用
		再発防止費用 等
	(3) ネットワーク中断担保特約条項 (オプション)	喪失利益 等
営業継続費用		

(*) IT業務不担保特約条項がセットされている前提となります。

(1) 情報通信技術特別約款
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
(3) ネットワーク中断担保特約条項
(4) その他補償を拡大する特約条項

(1) 情報通信技術特別約款 (基本補償：賠償部分)

保険金をお支払いする場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

- ① ITユーザー行為に起因して発生したいずれかの事由 (②を除きます)
 - ア. 他人の事業の休止または阻害
 - イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損 (有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りです。)
 - ウ. 人格権侵害
 - エ. ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害
 - オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ

- ※ 日本国外で発生した他人の損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。
- ※ 日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。
- ※ IT業務不担保特約条項がセットされている前提となります。

支払限度額等

情報通信技術特別約款 (基本補償：賠償部分) で弊社がお支払いする保険金のうち、法律上の損害賠償金については、ご契約時に設定した支払限度額 (1 請求・保険期間中ごとに設定) が限度となります。また、情報通信技術特別約款でお支払いするすべての保険金 (次ページ記載の法律上の損害賠償金および費用) の額を合算して、ご契約時に設定した支払限度額 (保険期間中) が限度となります。なお、免責金額はご契約時に設定します (*)。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、情報通信技術特別約款、サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項、ネットワーク中断担保特約条項 (オプション) およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額 (保険期間中) が限度となります。

(*) 実際の支払限度額・免責金額の設定金額については、「お見積り」をご確認ください。

- (1) 情報通信技術特別約款
- (2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
- (3) ネットワーク中断担保特約条項
- (4) その他補償を拡大する特約条項

(1) 情報通信技術特別約款 (基本補償：賠償部分)

お支払いの対象となる損害

法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
協力費用	弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金	合計額から免責金額を差し引いた額に対して、 保険金をお支払いします。	<div style="display: inline-block; border: 1px solid gray; padding: 5px;">損害賠償金</div> — <div style="display: inline-block; border: 1px solid gray; padding: 5px;">免責金額</div>
争訟費用・協力費用	合計額に対して、保険金をお支払いします。	

※ 保険金の支払限度額・免責金額については、P.22および「お見積り」をご確認ください。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償：費用部分)

(1) 情報通信技術特別約款
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
(3) ネットワーク中断担保特約条項
(4) その他補償を拡大する特約条項

保険金をお支払いする場合

事故対応期間内に生じたセキュリティ事故に対応するための不正アクセス等対応費用、データ等復旧費用、再発防止費用等や風評被害事故(*1)の拡大を防止するための費用、訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故(*1)を保険期間中に発見した場合(*2)に限ります(*3)。

セキュリティ事故とは

次のものをいいます。ただし、④は、不正アクセス等対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

- ① ITユーザー行為またはIT業務の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由(②を除きます)
 - ア. 他人の事業の休止または阻害
 - イ. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。)
 - ウ. 人格権侵害
 - エ. ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害
 - オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ ①または②を引き起こすおそれのある不正アクセス等
- ④ ③のおそれ
- ⑤ クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られたこと

(*1) セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

(*2) 訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限ります。

(*3) 被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故(*1)を発見した場合には、保険契約者または被保険者は、すみやかにその詳細を弊社に書面で通知しなければなりません。正当な理由がないにもかかわらず、保険契約者または被保険者が通知を怠った場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償：費用部分)

(1) 情報通信技術特別約款
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
(3) ネットワーク中断担保特約条項
(4) その他補償を拡大する特約条項

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

保険金のお支払い対象となるのは、次の費用のうち、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り、また、①から⑥までの費用については、事故対応期間内に生じたものに限り、なお、免責金額は適用しません。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
① 不正アクセス等対応費用	次の費用をいいます。ただし、不正アクセス等のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果として不正アクセス等が生じていなかった場合は、その不正アクセス等のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限り、 ア. ネットワーク遮断費用 不正アクセス等またはそのおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. 不正アクセス等有無確認費用 不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用。ただし、上記ただし書きに該当する場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限り、	(A) 100%	1 事故・保険期間中 (A) 1 億円	1 事故・保険期間中 最大 5 億円
② 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。	または	または	
③ 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限り、 ア. 弁護士費用 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。） イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用 ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）	(B) 90% (*)	(B) 3,000万円 (*)	
④ データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または不正アクセス等により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限り、 なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ※ 情報システム復旧費用担保特約条項（オプション）を付帯する場合（⇒ P.32） セキュリティ事故により情報システムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。）が発生した場合に要した次の費用を含むものとします。 ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限り、 ア. 情報システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用	100%	3,000万円	

- (*) (A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合（不正アクセス等対応費用については、かつ、結果として不正アクセス等が生じていた場合）
(B) セキュリティ事故のうち、(A) 以外および風評被害事故の場合

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償：費用部分)

(1) 情報通信技術特別約款
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
(3) ネットワーク中断担保特約条項
(4) その他補償を拡大する特約条項

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
④ データ等復旧費用	イ. 損傷した情報システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用 ウ. 消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたプログラムまたはソフトウェアの修復、再製作または再取得費用	100%	3,000万円	1 事故・保険期間中 最大 5 億円
⑤ その他事故対応費用	次のアからケの費用をいいます。ただし、①～④、⑥・⑦の費用を除きます。 また、オ、キおよびケ（工）については、弊社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 エ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	-	
	オ. 情報漏えい見舞費用 公表等の措置により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りです。）	100%	被害者 1 名につき 1,000円	
	カ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りです。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りです。	100%	被害法人 1 社につき 5 万円	

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償：費用部分)

(1) 情報通信技術特別約款
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
(3) ネットワーク中断担保特約条項
(4) その他補償を拡大する特約条項

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
⑤ その他事故対応費用	キ. クレジット情報モニタリング費用 クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ク. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用	100%	-	1 事故・保険期間中 最大 5 億円
⑥ 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、③相談費用を除きます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限りま。	90%	1 事故： 次のいずれか低い額 a.1,000万円 b.このb.以外の費用において支払われる保険金の合計額 保険期間中： 1,000 万円	
⑦ 訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1 請求・保険期間中 1,000万円	

(1) 情報通信技術特別約款
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
(3) ネットワーク中断担保特約条項
(4) その他補償を拡大する特約条項

(3) ネットワーク中断担保特約条項 (オプション)

保険金をお支払いする場合

不測かつ突発的なネットワークの操作・データ処理上の過誤等または不正アクセス等に起因して、ネットワークを構成するIT機器等の機能が停止すること（以下ネットワーク中断担保特約条項において、「事故」といいます。）によって、IT機器等を用いて記名被保険者が日本国内において行う営業が休止または阻害されたために記名被保険者に生じた利益損害（喪失利益および収益減少防止費用）および日本国内で記名被保険者に生じた営業継続費用を補償します。

保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に発生し、かつ、事故が連続して免責時間を超えて継続した場合に限ります。

支払限度額等

	利益支払限度額／営業継続費用保険金額 (1 事故・保険期間中)	約定支払期間/約定復旧期間	免責金額 (1 事故) /免責時間
利益損害 (喪失利益・収益減少防止費用)	ご契約時に設定 (*1)	12か月 (約定支払期間)	100万円/ご契約時に設定 (*2)
営業継続費用	ご契約時に設定 (*1)	12か月 (約定復旧期間)	100万円/ご契約時に設定 (*2)

(*1) 情報通信技術特別約款 (基本補償：賠償部分) で設定された保険期間中支払限度額の50%以内で設定いただけます。 (*2) 2時間以上で設定いただけます。

※ 利益損害で弊社が支払う保険金の額は、喪失利益および収益減少防止費用の合計額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、利益支払限度額が限度となります。

※ 営業継続費用で弊社が支払う保険金の額は、営業継続費用の額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、営業継続費用保険金額が限度となります。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、情報通信技術特別約款 (基本補償：賠償部分) で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

お支払いの対象となる損害

喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損害のうち、付保経常費 (全経常費) および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために、事故発生の後、支払期間終了までに生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額
営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分 (以下「追加費用」といいます。) をいい、同期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額。ただし、次の費用は追加費用に含まないものとします。 ア. 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 イ. 事故が発生したIT機器等を事故発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。 ウ. 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における価額 エ. 収益減少防止費用として支払われる金額

※ 詳細は、保険約款でご確認ください。

- (1) 情報通信技術特別約款
- (2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
- (3) ネットワーク中断担保特約条項**
- (4) その他補償を拡大する特約条項

(3) ネットワーク中断担保特約条項 (オプション)

お支払いする保険金

喪失利益

喪失利益の額は、収益減少額に利益率を乗じた額から支払期間中に支出を免れた付保経常費を差し引いた額とします。

$$\text{喪失利益の額} = \text{収益減少額} \times \text{利益率} - \text{支払期間中に支出を免れた付保経常費}$$

利益率の算式

直近の会計年度(*)の数値を用いて、右の算式により算出される率とします。

$$\left(\text{営業利益} + \text{付保経常費} \right) \div \text{営業収益}$$

直近の会計年度(*)における営業利益がマイナスであった場合は、右の算式により算出される率とします。

$$\left(\text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} \right) \div \text{営業収益}$$

(*) 会計年度は、いずれも1年間とします。

収益減少防止費用

収益減少防止費用の額は、収益減少防止費用に付保率を乗じた額とします。
ただし、収益減少防止費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額が、お支払いの限度となります。

$$\text{収益減少防止費用の額} = \text{収益減少防止費用} \times \text{付保率}$$

付保率の算式

直近の会計年度(*)の数値を用いて、右の算式により算出される率とします。

$$\left(\text{営業利益} + \text{付保経常費} \right) \div \left(\text{営業利益} + \text{経常費} \right)$$

直近の会計年度(*)における営業利益がマイナスであった場合は、右の算式により算出される率とします。

$$\left(\text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} \right) \div \left(\text{営業利益} + \text{経常費} \right)$$

(*) 会計年度は、いずれも1年間とします。

(3) ネットワーク中断担保特約条項 (オプション)

(1) 情報通信技術特別約款
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
(3) ネットワーク中断担保特約条項
(4) その他補償を拡大する特約条項

お支払いする保険金 (続き)

営業継続費用

営業継続費用に対して、保険金をお支払いします。

- ※ 保険金の支払限度額等については、P.28をご確認ください。
- ※ 詳細は、保険約款でご確認ください。

(1) 情報通信技術特別約款
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
(3) ネットワーク中断担保特約条項
(4) その他補償を拡大する特約条項

(4) その他補償を拡大する特約条項 (オプション)

補償を拡大する特約条項

「基本補償：賠償部分」(*1)、「基本補償：費用部分」(*2)の補償範囲を拡大する特約条項です。

不正アクセス等による 対人・対物事故担保特約条項

ITユーザー行為に起因して不正アクセス等を受けたことにより発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。

【支払限度額】 「基本補償：賠償部分」と同じ (共有)

【免責金額】 「基本補償：賠償部分」と同じ (共有)



【想定される事故例】

- ✓ 不正アクセスを受けた結果、百貨店内のスプリンクラーが誤作動を起こして散水。来店客の衣服等に汚損を生じさせたとして損害賠償請求を受けた。
- ✓ 不正アクセスを受けた結果、発電所内の発電設備が緊急停止した。突然の電力停止によって供給先の工場内で異常電圧が発生し、工場内のガスタービンが焼損したとして損害賠償請求を受けた。

(*1) 施設賠償責任保険等の対人・対物事故を補償する保険を別にご契約されている場合は、補償が一部重複することがあります。

(*2) 訴訟対応費用についてのみ適用されます。

(1) 情報通信技術特別約款
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項
(3) ネットワーク中断担保特約条項
(4) その他補償を拡大する特約条項

(4) その他補償を拡大する特約条項 (オプション)

補償を拡大する特約条項

「基本補償：費用部分」の補償範囲を拡大する特約条項です。

本プランでは自動付帯となります

情報システム復旧費用 担保特約条項

サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（全件付帯）で補償する「データ等復旧費用」の範囲を拡張し、セキュリティ事故により情報システムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。）が発生した場合に要した次の費用を補償する特約です。

- ① 情報システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯式通信機器、ノートPC等を除く）等の修理費用、再稼働のための点検・調整費用等
- ② 損傷した情報システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用、代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）、撤去費用
- ③ 消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたプログラムまたはソフトウェアの修復、再製作または再取得費用

【支払限度額】 1 事故・保険期間中3,000万円 (*)

【免責金額】 なし



(*) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項の「データ等復旧費用」の支払限度額と同じ（共有）。

4. 保険金をお支払いしない主な場合

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由に起因する損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。また、以下の記載は、IT業務不担保特約条項がセットされていることを前提としています。

詳細は、保険約款でご確認ください。

【共通】

- ・戦争、変乱、暴動、労働争議
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害（*1）
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取（*1）。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止
- ・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ・IT業務（「IT業務不担保特約条項」がセットされている前提）
- ・保険金の支払いを行うことにより弊社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
等
（*1）「不正アクセス等による対人・対物事故担保特約条項」を付帯する場合は、この一部を補償することができます（P.31をご参照ください。）。

【情報通信技術特別約款】

- ・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由
 - ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動
 - イ. 不正な為替取引・資金移動

4. 保険金をお支払いしない主な場合

お支払いの対象とならない主な場合（続き）

【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：ITユーザー行為に起因する事故（*2）固有】

・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし

【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：情報漏えいまたはそのおそれの事故固有】

・被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求

【金融機関特定危険不担保特約条項】（*3）

・通貨不安、為替変動、有価証券等の取引における誤発注等の事務ミス・取引の停止・遅延
・有価証券等の損壊・紛失・盗取・詐取・消失等

【ネットワーク中断担保特約条項（オプション）】

- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ・債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ・記名被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること
- ・IT機器等の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのIT機器等の能力を超える利用が第三者の故意または加害の意図をもって行われたことを保険契約者または記名被保険者が立証した場合を除きます。
- ・賃貸借契約等の契約の失効、解除、その他の理由による終了または各種の免許の失効もしくは停止
- ・脅迫行為
- ・IT機器等の操作者または監督者等の不在
- ・衛星通信の機能の停止
- ・記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止もしくは障害または記名被保険者が利用するクラウドサービスの停止
- ・記名被保険者が新たなソフトウェアもしくはコンピュータプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはコンピュータプログラムを使用した場合に、次のいずれかに該当する事故によって生じた損害等
 - ① 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはコンピュータプログラムのかしによって生じた事故
 - ② ソフトウェアまたはコンピュータプログラムのかしによって試用期間内または引渡し（試用後の本引渡しを取り決めている場合は、その本引渡しをいいます。）後1か月以内に生じた事故
- ・政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ・テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に關して行う暴力的行為（示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。）または破壊行為（データ等を破壊する行為を含みます。）をいいます。）
- ・テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為

等

（*2）「情報漏えいまたはそのおそれ」を除きます。

（*3）記名被保険者が金融機関である場合に全件付帯されます。

5. 用語の意味

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

IT業務	<p>記名被保険者の日本国内における次の業務のうち、保険証券に記載されたものをいいます。ただし、ITユーザー行為を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. ソフトウェア開発またはプログラム作成業務 イ. 情報処理サービス業務 ウ. 情報提供サービス業務 エ. ポータルサイト・サーバ運営業務 オ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務 カ. インターネット利用サポート業務 キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務 ク. その他アからキまでに準ずる業務
ITユーザー行為	<p>記名被保険者の業務における次の行為をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. ネットワーク（他人に使用させる目的のものを除きます。）の所有、使用または管理 イ. アのネットワーク上におけるプログラムまたはデータ（他人のために製造・販売したものを除きます。）の提供 （記名被保険者が所有、使用または管理するネットワークで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）
ネットワーク	<p>情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備（端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。）を含みます。</p>
不正アクセス等	<p>記名被保険者が使用または管理するネットワークに対して、正当な使用権限を有さない者によって行われる次の行為をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 他者のID・パスワード等を使用して他者になりすまし、または権限者が設定したファイアウォールを通過することにより、不正にアクセスする行為 イ. 大量のデータを送りつけるDOS攻撃 ウ. 不正なプログラムの送付またはインストール エ. ネットワーク上で管理されるデータベースにSQL文を注入し、データベースを改ざんまたは不正に情報を入手するSQLインジェクション オ. その他アからエまでに類似の行為
事故対応期間	<p>被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（セキュリティ事故の定義はP.24の「セキュリティ事故とは」、風評被害事故の定義はP.24*1をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。</p>
外部通報	<p>次のいずれかをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 公的機関（不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報 イ. 記名被保険者が使用または管理するネットワークのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
公表等の措置	<p>次のいずれかをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限ります。） イ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ウ. 被害者または被害法人に対する詫言状の送付 エ. 公的機関からの通報






5. 用語の意味

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

情報の漏えい	個人情報または法人情報の漏えいをいいます。
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（*）。 イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと（*）。
人格権侵害	被保険者によって行われた文書または図画等による表示に起因して発生した他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。
支払期間	保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時に終わります。ただし、いかなる場合もご契約時に設定する利益約定支払期間を超えないものとします。
復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、IT機器等に事故が発生した時に始まり、そのIT機器等の機能が復旧された時に終わります。ただし、IT機器等の機能を、事故直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合もご契約時に設定する営業継続費用約定復旧期間を超えないものとします。
IT機器等	記名被保険者が所有または管理する次に掲げるものをいいます。 ア. 交換機、中継装置、電送装置等の通信機器 イ. 電子計算機、パーソナルコンピュータ（ハードウェアのほか、端末装置その他の周辺機器を含みます。） ウ. ソフトウェアまたはコンピュータプログラム（プログラム、アプリケーションソフトウェア、オペレーティングシステム等名称を問いません。） エ. 演算、判断処理または記憶等を行う集積回路および記憶装置（超小型演算処理装置（MPU）、中央演算処理装置（CPU）、各種集積回路（IC）、大規模集積回路（LSI）、超大規模集積回路（VLSI）、マイクロチップ、半導体メモリー等を含みます。） オ. アからエまでのいずれかのものが組み込まれ、または構成部品等として使用された機械、装置、機器、器具、用品、用具またはシステム カ. アからエまでのいずれかのものによって制御または監視された機械、装置、機器、器具、用品、用具またはシステム キ. 通信または放送のための回線設備
情報システム	記名被保険者が管理するネットワークならびにそれに組み込まれたプログラムおよびソフトウェアをいいます。

（*）知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

6. サイバーリスク総合支援サービスについて

サービス	概要	ご利用対象
情報・ツール提供サービス  (無料)	1. 情報・ツール提供サービス Tokio Cyber Port上で、次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供いたします。①インシデント対応フロー②従業員の皆様向けテキスト③サイバーリスク情報誌④メールマガジンの定期配信（サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等）	どなた様でもご利用いただけます (*1)
ベンチマークレポートサービス  (無料)	2. ベンチマークレポートサービス 米国ガイドワイア社のノウハウを活用し、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、業界内でのベンチマークや定点観測としてご利用いただけるサイバーリスクベンチマークレポートをご提供いたします。	サイバーリスク保険 ご契約者限定
緊急時 ホットラインサービス  (無料)	3. サイバークイックアシスタンス ウイルス感染やネット接続不具合等のトラブルに対して、初期アドバイスやリモートサポート（ウイルス駆除やセキュリティ診断）等を行います。	サイバーリスク保険 ご契約者限定 (*2)
	4. サイバーエキスパートアシスタンス 高度な専門性を要する重大トラブルに対して、専門的アドバイスや専門事業者の紹介を行います。	
簡易リスク 診断サービス  (無料)	5. 定性リスク診断サービス お客様のセキュリティ管理体制を簡易診断し、定性的にリスク診断を実施いたします。	どなた様でも ご利用いただけます (*1)
	6. 定量リスク診断サービス 一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額（PML）を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施いたします。	
専門事業者 紹介サービス 	7. 平時の紹介サービス 事故発生前のセキュリティコンサルティングや脆弱性診断、セキュリティログ監視等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	
	8. 有事の紹介サービス 事故発生時の駆けつけ支援、調査・応急対応支援、コールセンター設置支援等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	

(*1) ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

(*2) ご契約者以外の方でもTokio Cyber Portへの無料会員登録を行っていただくことで、期間限定お試し版をご利用いただくことができます。

7. ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

(右記の6つの費用：不正アクセス等対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、データ等復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用)
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

(上記6つの費用以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

◆ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置ください。また、弊社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります（*）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（*）弊社の代理店には、告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約（特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

7. ご注意事項

〈通知義務〉

ご契約後に申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額（*）から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

（*）ネットワーク中断担保特約条項を付帯する場合は、詳細は保険約款をご確認ください。

〈保険料についての注意点〉

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

〈解約と解約返れい金〉

ご契約の解約（ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせること）については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

〈保険証券〉

ご契約後、1 か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

〈代理店の業務〉

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（*1））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます（*2）。

（*1）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

（*2）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

◆共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

お問合せ先

ご高覧ありがとうございました。
ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

本保険に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

取扱代理店 海上商事株式会社
(所在地) 東京都渋谷区代々木2-11-15
(TEL) 03-3320-4501
(FAX) 03-3320-4877
(HP) <http://www.kaijoshoji.co.jp/>

または

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社
(担当) 横浜支店・営業第一課
(所在地) 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア 2F
(TEL) 045-224-1111
(FAX) 045-224-3636

東京海上日動火災保険株式会社

1760-ER04-14021-202012